

# 伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月5日(水) 午後1時30分～午後1時42分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

## 3. 農業委員

### ①出席委員 12人

会長	6番	井上	利彦
委員	3番	阿部	弘喜
	4番	高野	晃一
	5番	大野	信幸
	7番	兵頭	英樹
	8番	米田	慎一郎
	9番	濱本	虎夫
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	12番	木野本	伸行
	13番	梶原	知樹
	14番	津田	正利

### ②欠席委員 2人

委員	1番	上甲	覚
	2番	土居	裕子

## 4. 農地利用最適化推進委員

### ①出席推進委員 なし

## 5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4	報告第4号 非農地証明交付申請の承認について
日程第5	報告第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	林	栄	作
主任	中	村	吉裕
主事	宮	本	聖真

## 7. 会議の概要

事務局長	それではただ今から、7月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。
事務局長	それでは、農業委員会の事務局職員を私から、紹介いたします。 7月1日から事務局長につきはしては、農林水産課長の林が兼務をいたします。また、農業委員会事務局員として、中村主任が実務を行います。
	農業委員会の体制としましては、林事務局長、中村主任、宮本主事の3名体制となりますので、よろしくお願ひいたします。
事務局員あいさつ	(中村主任あいさつ) この度配属となりました。中村です。 よろしくお願ひします。(以降、司会進行)
事務局	それでは、議事に入らせていただきます。 これより議事進行は、井上会長にお願いいたします。
議長	ただ今から、7月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、1番 上甲委員・2番 土居委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、5番 大野委員、7番 兵頭委員にお願いいたします。 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の、1日と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。 次に、日程第3、「報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、1 ページの、報告第 6 号をご覧ください。  (報告書説明)</p> <p>内容につきましては、令和 5 年 5 月 24 日に届け出があったもので、権利を取得した者は、大阪府堺市在住の、〇〇 〇〇 氏で、伊方町塩成字西上〇〇番 2 以下 4 筆の、3,514 m<sup>2</sup>を令和 4 年 2 月 6 日頃に権利を取得したものです。</p> <p>権利を取得した理由は、相続で、被相続人は、〇〇 〇〇 氏です。</p> <p>取得した権利の種類及び内容は、所有権で、農業委員会によるあっせん等の希望は、「無し」となっております。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 1 項第 12 号の規定による、遺産分割に該当するため、許可の対象外となる届け出となっております。</p> <p>説明は、以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、次に移ります。</p> <p>日程第 4、「議案第 7 号 非農地証明交付申請書について」  事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、2 ページの、議案第 7 号をご覧ください。  (議案書説明)</p> <p>2 ページは議案第 7 号の議案書、3 ページは非農地証明願い 4 ページは非農地現況確認願い、5 ページは位置図、6 ページは現況写真です。</p> <p>本日、お配りしました非農地認定申請にかかる調査書①をご覧ください。申請理由は、申請地には、建設後から 20 年以上使用している農業用倉庫があるが、今後の農地として活用見込みがないためです。</p> <p>申請地は、5 号のその他適法な転用に該当し、判断基準も全て満たしております。</p> <p>よって、本件は非農地と判断して差し支えない案件であると考えられます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、8 番米田委員から現地調査の結果をお願いします。</p>
8 番 米田委員	<p>事務局と一緒に現地確認を行いました。申請地は周辺に宅地が存在しており、現在まで周辺農地や周囲に悪影響を及ぼしていません。また、事務局から説明がありましており、非農地認定の要件はすべて満たしているため、特に問題ないものと思われ  ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質問・質疑なし)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。本件を非農地として判断して証明書を交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、非農地と判断して証明書を交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第5、「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページは議案第8号の議案書です。</p> <p>親子間での権利設定であるため位置図は省略してあります。</p> <p>それでは、議案を読み上げます。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>農地法第3条許可の使用貸借による権利を設定した農地は、令和5年7月31日に使用貸借契約の期間が終了するため、令和5年8月1日より、10年間の使用貸借契約を締結するものであります。</p> <p>それでは、農地法第3条第2項の各号について説明いたします。</p> <p>本日お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査票①をご覧ください。</p> <p>第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、草刈機3台、動力噴霧機1台を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので、効率利用要件は満たされると見込まれます。</p> <p>2号、3号については該当いたしません。</p> <p>4号の農作業常時従事者ですが、申請人は120日、配偶者は200日従事しているということから、農作業常時従事者と見込まれます。</p> <p>第5号の最低下限面積も問題ありません。</p> <p>第6号の転貸にも該当いたしません。</p> <p>第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。</p> <p>以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、13番梶原委員から現地調査の結果をお願いします。</p>
13番 梶原委員	<p>梶原推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件はすべて満たしており、周辺農地並びに地域農業には影響ないものと思われま。以上のことから特に問題はないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。(質問・意見なし)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>事務局から、何かありませんか。</p> <p>事務局からはありません。</p> <p>委員さんから、何かありませんか。</p> <p>(質疑なし。)</p> <p>他にないようですので、次回の農業委員会の日程を決めたいと思います。</p> <p>事務局では、8月7日、月曜日、3階会議室、13時30分からの開催を予定しているようですが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時間 午後1時42分)</p>